資料３

第 90 回九都県市首脳会議　報告事項の概要

１　九都県市首脳会議の開催の在り方についての検討状況

（１）九都県市首脳会議の開催の在り方について　報告書　１ページ	
検討の成果	首脳会議の開催の在り方について、意見照会を行い、原則、春：ＷＥＢ、秋：対面（会場固定）で開催することで、首脳全員の了承を得た。
今後の取組（案）	原則、首脳会議は、春：ＷＥＢ、秋：対面（会場固定）で開催する。

２　各委員会等における主な検討状況

（首都圏問題、廃棄物問題、環境問題、防災・危機管理対策）

（１）首都圏の再生について　報告書　２ページ	
検討の成果	国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。
今後の取組（案）	国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。

（２）減量化・再資源化の促進について　報告書　３ページ	
検討の成果	消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、冊子を活用した啓発を実施した。また、リサイクル制度の見直し等について、国への要望事項の検討を行った。
今後の取組（案）	引き続き、消費者の資源利用に係る意識向上を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。

（３）廃棄物の適正処理の促進について

報告書　４ページ

検討の成果	廃棄物の適正処理についての周知啓発事業で制作した動画の活用方法について検討し、事業者団体への提供及び電車広告にて実施した。廃棄物処理に係る現行制度の見直しについて、国に対する要望内容等を検討した。
今後の取組（案）	事業者団体への提供や公共施設で動画を活用した周知啓発を行う。その他、廃棄物の適正処理に係る課題等について協議、検討を行っていく。

（４）地球環境の保全について

報告書　５ページ

検討の成果	省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施するとともに、ＪＩＣＡ横浜が企画する青年研修「都市環境管理A」に参画し、令和８年８月～９月にフィリピンから研修員の受入れを実施した。
今後の取組（案）	引き続き、地球温暖化対策として効果的な普及啓発活動を展開するとともに、環境分野における国際協力について、引き続き、ＪＩＣＡ等の関係機関と連携して取組を進めていく。

（５）大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

報告書　６ページ

検討の成果	大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びＰＭ２．５の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を行った。また、大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に要望活動を行った。
今後の取組（案）	引き続き、大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びＰＭ２．５の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を実施するとともに、効果的な方策について検討していく。

（６）東京湾の水質改善について 報告書　７ページ	
検討の成果	国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等の機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査として水質等の調査を行った。また、令和７年度に各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめを行った。
今後の取組（案）	東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び結果の公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図る。

（７）緑の保全、創出施策について 報告書　８ページ	
検討の成果	緑の保全及び創出のため、各都県市の取組や、各々が抱える問題について情報交換を行い、事業改善や新規施策等への参考とした。また、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置や国の財政支援策の拡充等に関して、国への要望活動を行った。
今後の取組（案）	各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

（８）地震防災・危機管理対策について 報告書　９ページ	
検討の成果	首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、令和８年７月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加等の人材育成事業の実施に向けた検討を進めた。
今後の取組（案）	首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布、職員育成のための国民保護に関するセミナー参加等の人材育成事業の継続的な取組の実施に向けた検討を進めていく。

（９）合同防災訓練等について 報告書　９ページ	
検討の成果	過去の震災の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 47 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を実施した。
今後の取組（案）	令和９年に「第 48 回九都県市合同防災訓練」を実施する。 並行して令和９年度の第 14 回図上訓練の実施に向け、検討を行う。

（10）新型インフルエンザ等感染症対策について 報告書　９ページ	
検討の成果	各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有を行った。
今後の取組（案）	引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

３　首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況

①　今後も九都県市首脳会議として研究会活動を継続していくもの

（１）アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について 〔平成 17 年５月～〕　　報告書　10 ページ	
検討の成果	首都圏の高速道路料金については、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。
今後の取組（案）	引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

第90回九都県市首脳会議

報　告　事　項

令和８年10月

目　　次

Ⅰ　検討状況の概要

１　九都県市首脳会議の開催の在り方についての検討状況‥‥‥

Ⅱ　検討状況に係る資料

１　九都県市首脳会議の開催の在り方についての検討状況に係る資料

（別添１）九都県市首脳会議の開催の在り方について

２　各委員会等における主な検討状況

（１）首都圏問題についての検討状況に係る資料

（別添２）プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について意見書

（２）廃棄物問題についての検討状況に係る資料

（別添３）減量化・再資源化の促進について

（別添４）廃棄物の適正処理の促進について

（３）環境問題についての検討状況に係る資料

（別添５）令和８年度　環境問題対策委員会幹事会　事業取組結果

（別添６）令和８年度　環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会　事業取組結果

（別添６別紙）脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

（別添７）令和８年度　環境問題対策委員会大気保全専門部会　事業取組結果

（別添８）大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

（別添９）令和８年度　環境問題対策委員会水質改善専門部会　事業取組結果

（別添 10）令和８年度　環境問題対策委員会緑化政策専門部会　事業取組結果

（別添 10 別紙）緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び
国の財政支援策の拡充等に関する要望書

（４）防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料

（別添 11）提案書（地震防災対策等の充実強化）

（別添 12）提案書（国民保護の推進）

Ⅰ　検討状況の概要

１　九都県市首脳会議の開催の在り方についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　九都県市首脳会議の開催の在り方について 首脳会議の開催の在り方について、意見照会を行い、原則、春：ＷＥＢ、秋：対面（会場固定）で開催することで、首脳全員の了承を得た。 その内容は、別添１のとおりである。	１　九都県市首脳会議の開催の在り方について 原則、首脳会議は、春：ＷＥＢ、秋：対面（会場固定）で開催する。 その内容は、別添１のとおりである。

２　各委員会等における主な検討状況

（１）首都圏問題についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　首都圏の再生について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。	**１　首都圏の再生について** 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。
２　東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。	**２　東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について** 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。
３　プレジャーボートの不法係留 対策及び安全対策について 九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年８月17日に意見書を提出した。 その内容は、別添２のとおりである。	**３　プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について** 国の対応状況を踏まえ、情報収集に努めるなど、引き続きプレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、共同の取組を進める。

（２）廃棄物問題についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　減量化・再資源化の促進について 概要は、別添３のとおりである。 **（１）持続可能な資源利用促進事業** ア　「チャレンジ省資源宣言」事業を広く周知し、消費者の資源利用に係る意識の向上を図るため、宣言事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発を行った。 イ　食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子を活用した啓発を行った。 **（２）ウェブサイト等管理運営事業** 当委員会の取組や域内の廃棄物関連の情報を発信することで、域内住民一人ひとりの環境行動の契機となるよう、ウェブサイトの管理運営を行うとともに、ＳＮＳを活用した広報を行った。 **（３）リサイクル関連法等に関する要望** リサイクル関連法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。	**１　減量化・再資源化の促進について** **（１）持続可能な資源利用促進事業** ア　引き続き、協力事業者と連携し消費者の資源利用に係る意識向上を図るとともに、アンケートで得た消費者の意見等を事業者に共有することで、事業者の取組促進を図る。 イ　引き続き、九都県市域内における食品ロス削減に向けた行動の浸透と定着を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。 **（２）ウェブサイト等管理運営事業** 引き続き、域内住民に対して訴求力の高い広報を目指し、九都県市での情報共有及び情報発信を行っていく。 **（３）リサイクル関連法等に関する要望** 検討した要望事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組（案）
２　廃棄物の適正処理の促進について 概要は、別添４のとおりである。 **（１）産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業** 中小規模の事業者を対象に、産業廃棄物に関する基本的な知識の普及を目的とした啓発動画を前年度制作したものを活用し、事業者団体への提供、電車広告にて放映などの啓発活動を行った。 **（２）適正処理促進情報提供事業** ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びＱ＆Ａの充実化に向けて九都県市間での意見交換を行い、ウェブサイトを更新した。 **（３）一斉路上調査** 「産廃スクラム 37」と協働し、九都県市域内の各ブロックで産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。 **（４）廃棄物制度の見直し等の要望** 廃棄物処理法等について意見交換を行い、国（環境省及び国土交通省）に対して要望を行った。 **（５）電子マニフェスト普及促進事業** 電子マニフェストの活用を推進するため、構成各自治体における使用状況や課題等について、情報交換を行った。	**２　廃棄物の適正処理の促進について** **（１）産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業** 中小規模の排出事業者等に対し、引き続き継続的な周知啓発を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に係る課題等について協議、検討を行っていく。 **（２）適正処理促進情報提供事業** ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びＱ＆Ａについて意見交換の内容を踏まえて充実させる。 **（３）一斉路上調査** 一斉路上調査の結果をもとに、九都県市域内における産業廃棄物の不適正処理事業者の指導に関する情報交換等を行う。 **（４）廃棄物制度の見直し等の要望** 廃棄物処理法等の問題点について検討を進め、国に対して制度改正等の要望を行う。 **（５）電子マニフェスト普及促進事業** 九都県市間で電子マニフェストの使用に関する各自治体の取組事例などの情報交換や意見交換を行うことで、電子マニフェストの普及促進を図る。

（３）環境問題についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　地球環境の保全について **（１）環境分野における国際協力** ＪＩＣＡ横浜が企画する青年研修「都市環境管理Ａ」に参画し、令和８年８月～９月にフィリピンから研修員の受入れを実施した。 その概要は、別添５のとおりである。 **（２）地球温暖化対策** 概要は、以下及び別添６のとおりである。 **ア　省エネ・節電キャンペーン** 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンや省エネ家電買替キャンペーンの実施等を通じて、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化対策に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。 **イ　再生可能エネルギーの導入促進** 再生可能エネルギーの更なる導入促進を図るため、小学生向けバスツアーを通じた普及啓発を図るとともに、事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業を実施した。 **ウ　水素社会の実現に向けた取組** 水素エネルギーに関するチラシを活用した普及啓発を実施した。 また、「水素基本戦略」の進捗状況や、「水素社会推進法」等を踏まえた取組を一層加速するよう、国に要望を行うとともに、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。 **エ　温暖化対策に係る調査・研究等の取組** 九都県市共通の気候変動対策に係る調査の検討や、今後の施策展開に寄与するよう政策情報交換を実施したほか、脱炭素社会実現に向け、国に対し要望活動を行った。	**１　地球環境の保全について** **（１）環境分野における国際協力** 環境分野における国際協力について、引き続き、ＪＩＣＡ等の関係機関と連携して取組を進めていく。 **（２）地球温暖化対策** **ア　省エネ・節電キャンペーン** 新たな国民運動「デコ活」と連携し、引き続き、省エネ家電買替キャンペーンの実施等を通じて、省エネ・節電行動を呼びかける普及啓発活動を実施する。 **イ　再生可能エネルギーの導入促進** 再生可能エネルギーの更なる導入促進を図るため、小学生向けツアーを通じた普及啓発や事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業等を実施する。 **ウ　水素社会の実現に向けた取組** 水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。 また、「水素基本戦略」の進捗状況や、「水素社会推進法」等を踏まえ、必要に応じ、水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行うとともに、国等への働きかけを行う。 **エ　温暖化対策に係る調査・研究等の取組** 政策情報を共有し各都県市間の　施策展開等の参考情報としていく。 また、九都県市共通の気候変動対策等に係る調査を検討するとともに、脱炭素社会実現に向け、国に対し要望活動を行う。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組（案）
２　大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について 概要は、別添７のとおりである。	**２　大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について**
（１）光化学オキシダント及び微小粒子状物質（ＰＭ２．５）対策 **ア　原因物質の排出削減対策** 光化学オキシダント及びＰＭ２．５の低減に向けて、光化学オキシダント濃度が高濃度となる夏季において、原因物質であるＶＯＣの排出削減に向けた啓発活動等の取組及び業界等への協力依頼を実施した。 また、民生品からのＶＯＣ排出削減を図るための啓発動画を、各都県市のイベント等で放映した。	**（１）光化学オキシダント及び微小粒子状物質（ＰＭ２．５）対策** **ア　原因物質の排出削減対策** 今後も光化学オキシダント及びＰＭ２．５の低減に向けた夏季のＶＯＣ対策に関する啓発活動を実施する。また、原因物質の排出削減に関する対策について、国への要望や業界等への協力依頼を実施する。
イ　ガソリンベーパー対策 業界団体にリーフレットを配布し、ガソリンベーパーを回収する機能を有する計量機（StageⅡ対応の計量機）の導入を呼びかけた。	**イ　ガソリンベーパー対策** 今後とも原因物質の排出源対策の一環として、StageⅡ対応の計量機の導入を促す啓発活動等について継続して実施する。
（２）自動車排出ガス対策 **ア　ディーゼル車対策** 粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車の運行規制について、10 月を強化月間として位置づけ、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等における車両検査及びポスターやデジタルサイネージによる広告掲示等の啓発活動を行った。	**（２）自動車排出ガス対策** **ア　ディーゼル車対策** 引き続き、ディーゼル車運行規制に係る車両検査及び啓発活動を行う。
イ　流入車対策 リーフレットや首都圏のトラック協会機関誌等により、運送事業者等に対して、環境により良い自動車の利用を呼びかけた。	**イ　流入車対策** 今後も、リーフレット等を活用し、環境により良い自動車の利用を推進する取組を行う。
ウ　粒子状物質減少装置指定制度 現在、ＤＰＦ（ディーゼル微粒子除去フィルター）21 社 39 型式、酸化触媒 13 社 33 型式を指定している。	**ウ　粒子状物質減少装置指定制度** 装置の販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、今後も、九都県市粒子状物質減少装置指定制度を適切に運用する。また、路上等での車両検査により把握した装置装着車両情報を引き続き共有する。
エ　エコドライブの普及 デジタルサイネージ・動画を活用した啓発等効果的な取組を検討・実施するとともに、エコドライブのロゴ入りタオル、ノート等を配布し、普及啓発活動を行った。	**エ　エコドライブの普及** 引き続き、動画を活用した啓発等効果的な取組を検討・実施する。また、ＪＡＦとの連携事業について検討・実施する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組（案）
（3）指定低公害車の普及 **ア　低公害車指定制度** 低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及啓発を図った。 **イ　指定低公害車の普及啓発等** 指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。 **ウ　低公害車指定制度の在り方検討** 今後の低公害車指定制度の在り方について検討を行い、新たな制度への移行に向けた課題整理、要領案の作成などを行った。 **（4）国への要望** 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対し、令和８年５月に要望を行った。 その概要は、別添８のとおりである。	**（3）指定低公害車の普及** **ア　低公害車指定制度** 着実に低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図る。 **イ　指定低公害車の普及啓発等** 指定低公害車の普及状況の把握及び効果的な普及啓発を引き続き進める。 **ウ　低公害車指定制度の在り方検討** 引き続き、新たな制度への移行に向けた課題整理、要領等の作成、周知を行う。 **（4）国への要望** 大気環境の状況を踏まえ、大気環境の更なる改善に向けた国への要望の実施について検討を行う。
３　東京湾の水質改善について 概要は、別添９のとおりである。 **（1）富栄養化対策** 国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 118 機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査を実施した。 **（2）東京湾底質改善対策** 令和７年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行った。 **（3）水環境の保全に係る普及啓発** 各都県市の協力を得ながら普及啓発活動等で使用する写真やイラスト等のデータである素材集を拡充した。また、素材集を都県市民向けのイベント等で活用した。	**３　東京湾の水質改善について** **（1）富栄養化対策** 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。 **（2）東京湾底質改善対策** 各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめ、その結果を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載するとともに、底質改善対策の効果の検証及び東京湾再生の取組等への活用を図る。 **（3）水環境の保全に係る普及啓発** 各都県市の協力の下、作成した素材集を拡充するとともに、都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組（案）
４　緑の保全、創出施策について 概要は、別添 10 のとおりである。 **（１）調査・検討** 緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。 **（２）国への要望** 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和８年８月に要望を行った。 **（３）普及啓発** 各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。	**４　緑の保全、創出施策について** **（１）調査・検討** 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。 **（２）国への要望** 都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。 **（３）普及啓発** 各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

（４）防災・危機管理対策についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　地震防災・危機管理対策について **（１）国への提案活動** 首都圏における「地震防災対策等の充実強化」及び「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、必要な項目について、令和８年７月に、国に対し提案活動を行った。 その内容は、別添 11 及び別添 12 のとおりである。 **（２）帰宅困難者対策** 災害時帰宅支援ステーションや災害用伝言ダイヤル等を記載したリーフレット及び啓発用ポスターの配布を行うなど、住民等への啓発活動を実施した。 **（３）国民保護制度** 国の研究機関や学識経験者が実施する国民保護に関するセミナーに参加（第１回は令和８年 11 月、第２回は 12 月に実施）を予定するとともに、各都県市の取組や課題等に関する情報共有を行うなど、テロや初動対応等に関する取組を進めた。	**１　地震防災・危機管理対策について** **（１）国への提案活動** 引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、地震防災・危機管理における課題について、国に対し、提案活動を行う。 **（２）帰宅困難者対策** 引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、帰宅困難者対策として、リーフレット等の配布を行い、住民等への普及啓発の取組を進める。 **（３）国民保護制度** 国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、担当者会議等を通じて危機管理対策に関する研究等を進める。
２　合同防災訓練等について **（１）実動訓練** 能登半島地震や東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 47 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を令和８年９月１日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施した。	**２　合同防災訓練等について** **（１）実動訓練** 令和９年に「第 48 回九都県市合同防災訓練」を実施する。 **（２）図上訓練** 令和９年度の第 14 回図上訓練の実施に向け、検討を行う。
３　新型インフルエンザ等感染症対策について 各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有を行った。	**３　新型インフルエンザ等感染症対策について** 引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

３　首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況

検　討　の　成　果	今　後　の　取　組（案）
１　アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について 首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年４月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。 本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。	**１　アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について** 引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国や高速道路会社等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

Ⅱ　検討状況に係る資料

別添１

九都県市首脳会議の開催の在り方について

１　経過

令和８年４月２３日に開催した、第８９回九都県市首脳会議における、黒岩神奈川県知事の御発言及び大野埼玉県知事からの御提案を踏まえ、令和８年６月２４日付けで各都県市の首脳に対して、九都県市首脳会議※の開催の在り方（開催方式、開催場所、開催回数）について、御意見をお伺いしました。

※ この「九都県市首脳会議」は、九都県市首脳会議全体ではなく、首脳が一堂に会する会議「首脳会議」を指します。

日時等	事項
令和８年４月２３日（ＷＥＢ開催）	第８９回九都県市首脳会議
同年６月２４日～７月１６日	首脳意見照会

２　意見照会結果

意見照会にあたっては、前例に捉われることなく、様々な開催方式（対面、ＷＥＢ、書面、座長選択制等）、開催場所（座長都県市会場、会場固定等）及び開催回数（２回、１回、不定期開催等）を視野に入れ実施したところ、次の運用方法について、首脳全員の了承を得られました。

開催回数：年２回	
春：ＷＥＢ開催	秋：対面開催（会場固定）

＜会場を固定するメリット＞
・会場選定や会場調整に関する負担が軽減される。
・会場設営等のノウハウが継承でき、会議品質の向上が図られる。

３　結論

九都県市首脳会議の運用方法を原則、上記に変更します。

※ 運用変更時期や固定会場については、企画担当課長会議等で検討し、決定します。

別添２

プレジャーボートの不法係留対策及び

安 全 対 策 に つ い て

意　　見　　書

令和８年８月

九 都 県 市 首 脳 会 議

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

令和８年８月１７日

国土交通大臣　金子　恭之　様
農林水産大臣　鈴木　憲和　様

九都県市首脳会議

座長　相模原市長　本村賢太郎

千葉県知事　熊谷俊人

埼玉県知事　大野元裕

東京都知事　小池百合子

神奈川県知事　黒岩祐治

横浜市長　山中竹春

川崎市長　福田紀彦

千葉市長　神谷俊一

さいたま市長　清水勇人

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、小型船舶操縦免許新規取得者数は増加傾向にあるが、運航ルールやマナー等の遵守は十分でなく、なかでも、プレジャーボートの利用環境を巡る課題は多様化しています。

東京湾域においては、その課題の一つであるプレジャーボートの放置が依然、多く見られ、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあります。また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は６３隻であり、海運、漁業等に対して深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成２５年５月２２日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、令和４年度までの１０年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としてきました。

ついては、計画期間は終了しましたが、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消には至っておらず、また、航行安全対策の一層の推進のためにも、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

１　小型船舶（総トン数２０トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）

２ 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

３ プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）

４　ＦＲＰ船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）

５ 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）

６ 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

意　見　項　目　の　説　明

１　小型船舶（総トン数２０トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数２０トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

２　河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

３ プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年１０８隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は６３隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

４ ＦＲＰ船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）

〔説明〕

ＦＲＰ船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈廃船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈廃船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

５ 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

ついては、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

６ 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

〔説明〕

プレジャーボート、水上バイクその他の小型船舶の航行安全対策の一層の推進に当たっては、危険な走行の原因をなくすことが重要ですが、危険な走行の原因の多くである酒酔い・酒気帯び操縦への他の河川利用者等からの不安の声が大きく、飲酒が関わる海難は死傷率も高いことから、これらに対する取り締まりの強化が不可欠です。

しかし、自動車を運転する場合とは異なり、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和２６年法律第１４９号）第２３条の４０第１項の操縦に対する直接的な罰則はありません。

ついては、航行安全対策の一層の推進のため、酒酔い・酒気帯び操縦に対する罰則規定の創設を求めます。

別添３

１　減量化・再資源化の促進について

（１）持続可能な資源利用促進事業

ア　目的

九都県市が、事業者による容器包装やワンウェイプラスチック、食品廃棄物の減量化やリサイクル等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を周知することにより、環境に配慮した行動を選択することを促し、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進していく。

イ　令和８年度の取組

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、「チャレンジ省資源宣言」宣言事業者と連携したプレゼントキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を行い、事業者の取組を効果的に発信するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意見等を事業者に共有することで事業者の取組を支援した。

食品ロスの現状や課題を広く周知するため、食品ロス削減をテーマとした冊子を活用した啓発を行った。

「BEYOND SDGs エコプロ」に出展し、食品ロス問題、過剰包装問題、使い捨てプラスチック問題について周知するとともに、宣言事業者の具体的な取組をＰＲすることで、消費者の気づきと行動変容を促すほか、他の出展企業等からの関心の想起及び当該企業等との連携の契機とし、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会の取組やキャンペーンについて来場者や出展企業等に対し広くＰＲする。

（ア）「チャレンジ省資源宣言」キャンペーン協力事業者内訳

協力事業者：32 社（昨年度：33 社）

内　　訳：小売・外食事業者　13 社

製造事業者　19 社

業　種	事業者名
小売・外食事業者 （13 社）	株式会社イオンフードスタイル、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社エコス、サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユーコープ、株式会社東急ストア、ネッスー株式会社、株式会社富士シティオ、株式会社ヤオコー、株式会社デニーズジャパン

製造事業者 （19 社）	アサヒ飲料株式会社、味の素ＡＧＦ株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、玉露園食品工業株式会社、サッポロビール株式会社、シーピー化成株式会社、Japan ZEN Circular 株式会社、中央化学株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、日本ストロー株式会社、株式会社ファンケル、プリマハム株式会社、ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社、株式会社 Ripples

（イ）ポスターの掲示、リーフレット配架に協力いただいた小売店：
計 988 店舗（昨年度比　83 店舗減）

事業者名	協力店舗数
株式会社イオンフードスタイル	123 店舗
イオンリテール株式会社	66 店舗
株式会社エコス	38 店舗
サミット株式会社	126 店舗
生活協同組合コープみらい	90 店舗
生活協同組合ユーコープ	37 店舗
富士シティオ株式会社	48 店舗
株式会社ヤオコー	172 店舗
株式会社デニーズジャパン	約 209 店舗
株式会社東急ストア	79 店舗

（ウ）活動結果

○　プレゼントキャンペーンを通じた普及啓発

・リーフレットやウェブサイトからキャンペーンに応募していただく中で、宣言事業者の取組を効果的に発信し、消費者の資源利用に係る意識向上を促進するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで、事業者の取組を支援した。

実施期間：令和８年１０月１日（木）～１２月１４日（月）

○　ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信

・Instagram 広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。

・Google 関連サイト等でコンテンツ閲覧時に、ディスプレイエリアに表示される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。
・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会公式 X（旧 Twitter）及び公式 Instagram にて、キャンペーンの広報を行った。

○　ポスター掲出による普及啓発
・協力店舗や協力事業者のオフィス、その他域内の公共施設等においてポスターを掲出し、当該事業の普及啓発を実施した。
実施期間：通年（自治体・施設により、掲出期間が異なります。）

○　BEYOND SDGs エコプロ におけるＰＲ活動
・BEYOND SDGs エコプロ に出展し、チャレンジ省資源宣言事業や宣言事業者の取組の周知及びキャンペーンのＰＲを行う。

（２）ウェブサイト等管理運営事業

ア　目的

分かりやすく効果的に九都県市域内の廃棄物関連の情報の発信をすることで、域内住民の環境行動の契機となるよう、訴求力のある広報を目指した検討、ウェブサイトの運用及び情報の共有を行う。

イ　令和８年度の取組

エコ・コラムの継続や X（旧 Twitter）による情報発信など、訪問者にとってより分かりやすく、親しみやすい情報発信や、訴求力の向上を念頭にウェブサイトの管理運営を実施した。

（３）リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）に対して要望する。

要望日：令和８年 11～12 月予定

別添４

廃棄物の適正処理の促進について

（１）産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業

ア　目的

廃棄物の広域的な課題解決に向け、九都県市間での連携を活かし、適正処理を促進するための普及啓発に係る取組等を実施する。

イ　令和８年度の取組

中小規模の事業者を対象に、産業廃棄物に関する基本的な知識の普及を目的とした啓発動画を前年度制作したものを活用し、事業者団体への動画提供及び電車広告にて広報、啓発活動を行った。

（２）適正処理促進情報提供事業

ア　目的

廃棄物の適正処理を促進するため、適正処理に関する情報をウェブサイトで提供するとともに、事業者に対して廃棄物処理法等の周知を図る。

イ　令和８年度の取組

廃棄物の適正処理に関する有用な情報を提供するため、九都県市間で意見交換を行った。その結果を踏まえ、ウェブサイト上に掲載している「Ｑ＆Ａ検索」の内容を更新した。

（３）一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム 37」）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象とした積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	令和８年１０月１９日（月）
実施場所	東名高速道路　横浜町田インターチェンジ　ほか

（４）廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（環境省及び国土交通省）に対して要望することとした。

要望日：令和８年 12 月予定

（５）電子マニフェスト普及促進事業

九都県市が排出事業者としての立場から電子マニフェストの活用を推進するため、構成各自治体における使用状況や課題等について情報交換を行った。

別添５

令和８年度　環境問題対策委員会幹事会　事業取組結果

環境分野における国際協力

１　目的

平成20年の首都圏連合フォーラム環境行動宣言に基づくアジアやアフリカ諸国等に対する環境分野における国際協力・途上国支援の取組として、独立行政法人 国際協力機構 横浜センター（以下「JICA横浜」という。）が企画する途上国を対象とした研修事業に参画し、環境関連事業や具体的な施設の紹介等を通じて、研修対象国の今後の国づくりにおける環境分野をはじめとした課題解決や取組の推進に資する知識や意識の向上を図る。

２　実施時期

令和８年８月17日（月）から令和８年９月３日（木）まで

３　事業内容

(1) 事業名

2026年度青年研修「都市環境管理A」

(2) 研修対象国

フィリピン

(3) 研修員

８名

(4) 研修日程

日程	プログラム	担当機関
8/17（月）	来日	
8/18（火）	ブリーフィング 日本語（講義） 近隣散策	JICA 横浜
8/19（水）	開講式 プログラムオリエンテーション カントリーレポート発表	JICA 横浜 九都県市
8/20（木）	①日本の廃棄物処理とサーキュラーエコノミー政策の概要（講義） ②地方自治体における廃棄物管理行政について（産業廃棄物）（講義） ③地方自治体における廃棄物管理行政について（一般廃棄物）（講義）	①環境省 ②埼玉県 ③さいたま市
8/21（金）	浮島処理センター　ごみ焼却施設（視察） 普及啓発施設（エコ暮らし未来館）（視察） 浮島資源化処理施設（視察）	川崎市
8/24（月）	富津地区産業廃棄物最終処分場（視察）	千葉県
8/25（火）	①日本国における環境行政（水質）（講義） ②地方自治体における水環境行政について（講義） ③浄化槽行政について（講義）　※令和８年８月千葉豪雨災害対応のため中止	①環境省 ②神奈川県 ③千葉市

8/26（水）	①総括レポート等の作成・発表に向けた中間確認 ②金町浄水場（視察）	①（一財）日本環境衛生センター （相模原市） ②東京都
8/27（木）	北部下水道センター（北部第二水再生センター）（視察） 北部下水道センター（北部汚泥資源化センター）（視察） 下水分野の PFI 事例の紹介等について（講義）	横浜市
8/28（金）	①最終処分場管理（フィリピン（ナボタス）の事例から）（講義） ②民間企業（環境インフラ関係）の視察、取組紹介等	①JICA 横浜 ②㈱グーン
8/31（月）	中沢中学校での異文化交流プログラム 地産地消のエネルギー供給モデルを考える（講義）	相模原市
9/1（火）	総括レポート等の作成・発表準備	（一財）日本環境衛生センター （相模原市）
9/2（水）	総括レポートの発表 評価会 閉講式	九都県市 JICA 横浜
9/3（木）	帰国	

別添６

令和８年度　環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会　事業取組結果

省エネ・節電キャンペーン

１　目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示し、住民、事業者が、省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン等を実施する。

２　主な取組と実施時期

(1)　「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンの実施
令和７年５月１日（木）から令和８年４月30日（木）まで(通年実施)
令和８年５月１日（金）から令和９年４月30日（金）まで(通年実施)

(2)　ホームページを活用した情報提供（http://tokenshi-kankyo.jp/global-w.html）
令和７年５月１日（木）から令和８年４月30日（木）まで(通年実施)
令和８年５月１日（金）から令和９年４月30日（金）まで(通年実施)

(3)　九都県市省エネ家電買替キャンペーン
令和８年９月１日（火）から12月24日（木）まで(予定)

３　事業内容

(1)　「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン

ア　キャンペーンテーマ
「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電

イ　取組内容

(ｱ)　各都県市における率先行動、取組推奨期間としてのクールビズ・ウォームビズの実施

【取組推奨期間】

a　クールビズ
令和８年５月から 10 月まで

b　ウォームビズ
令和８年 12 月から令和９年３月まで（予定）

(ｲ)　企業、団体等への取組依頼

(ｳ)　チラシデータによる普及啓発を目的とした取組依頼
啓発用チラシの電子データを各都県市内の公共施設、小・中学校、その他関係団体へ送付し、住民、事業者に節電及び地球温暖化対策に向けた取組への協力を呼びかけた。



(2)　ホームページを活用した情報提供
省エネ・節電及び地球温暖化対策に係る普及啓発活動、各都県市における取組、関係機関の情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報等を九都県市首脳会議環境問題対策委員会のホームページに掲載し、住民や事業者等への啓発を行った。

(3)　九都県市省エネ家電買替キャンペーン

家庭での電気使用量が多いエアコン・電気冷蔵庫について、省エネ性能の高い製品への買替を啓発するキャンペーンを実施した。

ア　期間

令和８年９月１日（火）から12月24日（木）まで(予定)

イ　対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で使用しているエアコン、冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者（買い増しは対象外）

ウ　対象製品

a　エアコン

統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価が、以下の要件を満たすもの

・冷房能力が２．８kW以下の製品は★３以上のもの

・冷房能力が３．６kW以上の製品は★２．２以上のもの

b　冷蔵庫

統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価が★３以上のもの

※冷凍庫も含む（451Ｌ以上は対象外）

再生可能エネルギーの導入促進

１　目的

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、九都県市が連携し効果的な事業を実施することで、更なる普及啓発を図ることを目的とする。

２　主な取組と実施時期

(1)　再生可能エネルギーに関するバスツアーの開催

令和８年８月に計８回実施

(2)　再生可能エネルギー電力の普及促進

ア　事業者向け事業

協定期間　令和８年４月から令和９年３月まで（予定）

事業受付期間　令和８年５月から９月まで

イ　家庭向け事業

事業実施に向け脱炭素 WG で検討した。

３　事業内容

(1)　再生可能エネルギーに関するバスツアーの開催

九都県市域の次世代を担う小学生とその保護者を対象として、再生可能エネルギー関連施設等の見学・体験イベントを実施した。

ア　実施概要

(ｱ)未来を動かすエネルギー大発見日帰りツアー～水素と環境のヒミツを探ろう～

・実施日程 令和８年８月 13 日（木）、14 日（金）、19 日（水）、21 日（金）
・実施内容 がすてなーにガスの科学館、水素情報館東京スイソミルの見学、サイエンスショーの実施

(ｲ)未来エネルギーＬＡＢ日帰りツアー～水素のヒミツ大研究～
・実施日程 令和８年８月19日（水）、20日（木）※各日２回実施
・実施内容 川崎エコ暮らし未来館の見学、ＵＣＣ株式会社及び川崎重工株式会社による特別講話、サイエンスショーの実施

イ　対象者
九都県市内在住、在学または在勤の小学生及びその保護者

(2)　再生可能エネルギー電力の普及促進

ア　事業者向け事業
「事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業に関する協定」に基づき、協定先が実施する電力リバースオークションサービス※を活用して、再生可能エネルギー電力の購入価格を抑えることで、九都県市の事業者における再生可能エネルギー電力の利用を促進した。
※一定期間何度でも再入札が可能な「競り下げ方式」によるオークションを通じて事業者と小売り電気事業者をマッチングさせるサービス
・協定期間　令和８年４月１日（水）から令和９年３月 31 日（水）まで（予定）
・事業受付期間　令和８年５月 11 日（月）から９月 30 日（水）まで

イ　家庭向け事業
事業実施に向け脱炭素 WG で検討した。

水素社会の実現に向けた取組

１　目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、要望活動、事業者との情報交換等を実施する。

２　主な取組と実施時期

(1)　国等への要望
令和８年５月
※「脱炭素社会実現に向けた取組の推進について」において要望

(2)　水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施
令和８年 10 月

(3)　水素エネルギーの啓発事業
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」等で実施

３　事業内容

(1)　国への要望

令和８年５月 28 日（木）に経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して要望を行った。

(2)　水素エネルギー関連事業者等との情報交換

検討中

(3)　水素エネルギーの啓発事業

再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」において、水素情報館東京スイソミルの見学や水素に関する特別講話の実施、チラシ・学習資料の配布等により、水素エネルギーの啓発活動を実施した。

温暖化対策に係る調査・研究等の取組

１　目的

効果的な地球温暖化対策の手法等を九都県市及び各都県市内の市区町村職員間で情報共有を図り、各都県市での取組を促進する。

２　主な取組と実施時期

(1)　九都県市共通調査等の実施

検討中

(2)　政策情報交換会の実施

令和８年６月 11 日（木）※オンライン開催

(3)　九都県市共同要望の実施

令和８年５月 28 日（木）

３　事業内容

(1)　九都県市共通調査等について

検討中

(2)　政策情報交換について

各自治体での施策展開に寄与するよう、情報交換希望事項を各自治体から募り、「公共施設における再生可能エネルギー100％電力の調達状況について」をテーマに政策情報交換会を実施した。

(3)　九都県市共同要望の実施

経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して脱炭素及び水素社会の実現に向けた共同要望を実施した。

別添６別紙

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■　要望事項

（１）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
（２）区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
（３）脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
（４）革新的技術の確立支援及びサプライチェーンでの排出削減支援
（５）水素社会実現に向けた取組の強化
（６）代替フロン排出削減の徹底

（１）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

＜具体的要望内容＞

脱炭素化に資する取組、製品・サービスを増加させていくため、国民・消費者の新しい暮らしを強力に後押しするとともに、２０２２年１０月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等を活用し、深刻化する気候危機の状況やカーボンフットプリント情報の見える化など国民に分かりやすく情報発信することなどにより、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けて、より具体的かつ統一的なムーブメントを創出すること。

（２）区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は２０５０年ネット・ゼロの実現に向けて、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度から４６％削減、さらに、５０％の高みに向けて挑戦を続けていく。また、２０３５年度６０％削減、２０４０年度７３％削減を目指すこととした。

国の地球温暖化対策計画において、目標の設定とその達成に向けた具体的な対策・施策の設定を地方自治体が講ずべき措置に位置付けており、温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるものの、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和３年５月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（ＦＩＴ）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、

年１回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、２０２３年１１月に「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されており、国の分科会においてそれ以外の内容についても公表を検討しているものの、自家消費や卒ＦＩＴを始めとする再生可能エネルギーの都道府県別・市町村別の設備容量などは、現在においても提供されていない。

＜具体的要望内容＞

国が地方自治体に提供するデータの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとすること。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、電力量を把握する仕組みづくりを検討すること。

（３）脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー危機等に対応するため、脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現は必要不可欠である。

＜具体的要望内容＞

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア　エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ　再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充を図ること。また、次世代型太陽電池に関しては、普及拡大に向けた需要創出の観点等から公共施設等への率先的な導入が重要である。政府機関へ率先して導入するとともに、幅広く自治体施設等への導入が進むよう、国庫補助の要件緩和や財政措置を充実すること。加えて、量産や安定供給への支援を行うこと。

「第７次エネルギー基本計画」において、２０４０年に向け、まずは２０３０年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行することとしていることから、２０３０年及び２０４０年の再生可能エネルギーの割合の実現を確実にするとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速化させること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用、エネルギーマネジメントの強化

などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。
　加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ　火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

　脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

（４）革新的技術の確立支援及びサプライチェーンでの排出削減支援

　国における２０２３年度の産業部門からの排出量は、CO_2総排出量の約３４％を占めており、「２０５０年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組が重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「２０５０年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

＜具体的要望内容＞

　産業部門等における大幅なCO_2排出量の削減に向け、ＧＸ２０４０ビジョン等に示されているカーボンリサイクル技術等の各分野のＧＸを加速させるための財政支援を強化すること。
　また、２０２６年度からCO_2排出量が年１０万トン以上の企業の排出量取引制度への参加が義務付けられるが、サプライチェーン全体での排出削減も重要であることから、大企業に加えて中小企業等の省エネ・再エネ導入支援等も強化すること。

（５）水素社会実現に向けた取組の強化

　水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。令和６年５月に成立した「水素社会推進法」の実施を踏まえ、国と自治体の連携のもと支援の充実を図り、水素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。また、令和５年６月に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

＜具体的要望内容＞

　水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア　水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

　「水素基本戦略」に掲げる水素ステーションの整備目標（２０３０年度までに１，０００基程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（令和２年７月閣議決定）」等に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。
　また、障壁の高さに係る技術基準の見直しを進めるとともに、公道と水素充填

設備との保安距離規制に関して、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ　水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、大型車両への対応に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備、パイプラインによる水素供給を含む多様なニーズに対応するためのマルチステーション化を柔軟に実施できるように補助制度の見直しを図ること。

ウ　燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

依然として普及が低迷している乗用の燃料電池自動車に加え、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラック、また、技術開発が進む水素エンジン車などの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、国による財政支援について、強化・拡充すること。

また、ユーザーのニーズに対応するため、乗用及び産業用燃料電池自動車、水素エンジン車の車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ　グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入や運用に対し継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、積極的な施策展開を図ること。

（６）代替フロン排出削減の徹底

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできた結果、温室効果ガスの総排出量は削減されている一方で、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、２０３０年における温室効果ガス４６％削減（２０１３年度比）の実現に向けた地球温暖化対策を推進する上でも、代替フロンの排出削減が喫緊の課題である。

代替フロンの排出削減に当たっては、代替フロン排出量の約６割を占める第一種特定製品の管理者や解体工事の発注者・解体業者等によるフロン排出抑制法の遵守に加え、第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進、漏えいしにくい第一種特定製品の製造技術の開発、代替フロンの温室効果に係る国民への理解促進などの多くの課題がある。これら全国規模の課題を解決するためには、国による先導的取組を一層加速させることが必要である。

＜具体的要望内容＞

代替フロンの排出削減に向け、以下の取組を一層加速させること。

ア　代替フロンの温室効果に係る啓発の更なる充実

温室効果が極めて大きい代替フロンの排出を削減するためには、国民一人一人が代替フロンの温室効果を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理と適正な処理に取り組むことが重要であることから、事業者のみならず広く一般国民に対する啓発をより一層充実させること。

イ　第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進・開発支援

代替フロンの排出削減が進まない要因の一つとして、使用中の第一種特定製品からの漏えいに対する効果的な施策が不足していることが挙げられる。使用中の漏えいを防止するためには、フロン排出抑制法に基づく適正管理に加え、漏えいの初期段階における第一種特定製品の補修を速やかに行うとともに、第一種特定製品を使用する際の最上流とも言える生産過程で、漏えいしにくい製品を開発・製造・流通させることが重要であることから、国は常時監視技術をはじめとした第一種特定製品使用時のフロン類の漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組に加え、漏えいしにくい製品の製造技術の開発支援などを行うこと。また、第一種特定製品の管理者に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

ウ　第一種特定製品廃棄時における回収率向上に向けた取組の強化

第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、第一種特定製品の管理者、解体工事の発注者や工事関係事業者等に対する法令の周知徹底を図るなど、回収率向上のための施策を着実に推進すること。

令和８年５月 28 日

経　済　産　業　大　臣　　赤　澤　亮　正　様
（ＧＸ実行推進担当）
国　土　交　通　大　臣　　金　子　恭　之　様
環　　境　　大　　臣　　石　原　宏　高　様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村　賢太郎
	埼玉県知事	大野　元裕
	千葉県知事	熊谷　俊人
	東京都知事	小池　百合子
	神奈川県知事	黒岩　祐治
	横浜市長	山中　竹春
	川崎市長	福田　紀彦
	千葉市長	神谷　俊一
	さいたま市長	清水　勇人

別添７

令和８年度　環境問題対策委員会大気保全専門部会　事業取組結果

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

１　目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（ＰＭ２．５）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行う。

２　主な取組

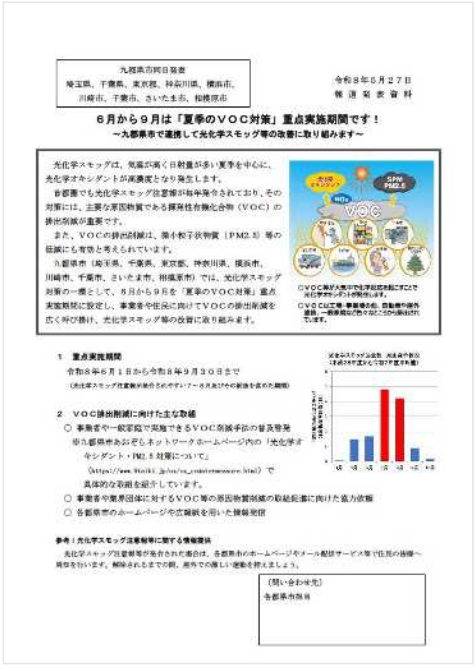
（１）光化学オキシダント及び微小粒子状物質（ＰＭ２．５）対策

平成 31 年４月から、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（ＰＭ２．５）対策について、九都県市で連携して取り組んでいる。

＜「夏季のＶＯＣ対策」の重点実施＞

６月から９月までの間を「夏季のＶＯＣ対策」重点実施期間と設定し、本対策の必要性や原因物質である揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の排出削減に向けた九都県市の取組について、あおぞらネットワークホームページへの掲載や九都県市共通リーフレットの配布等の啓発活動によって、ＶＯＣの排出削減を呼びかけた。

また、光化学スモッグの低減を目的に、事業者及び業界団体へＶＯＣ排出削減の推進について協力依頼を実施した。


令和８年６月２７日
報道発表資料

６月から９月は「夏季のＶＯＣ対策」重点実施期間です！
～九都県市で連携して光化学スモッグ等の改善に取り組みます～

光化学スモッグは、気温が高く日射量が多い夏季を中心に、光化学オキシダントが高濃度となり発生します。

首都圏でも光化学スモッグ注意報が毎年発令されており、その対策には、主要な原因物質である揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の排出削減が重要です。

また、ＶＯＣの排出削減は、微小粒子状物質（ＰＭ２.５）等の低減にも有効と考えられています。

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、光化学スモッグ対策の一環として、６月から９月を「夏季のＶＯＣ対策」重点実施期間に設定し、事業者や住民に向けてＶＯＣの排出削減を広く呼び掛け、光化学スモッグ等の改善に取り組みます。

ＶＯＣ等が大気中で光化学反応することで光化学オキシダントが発生します。

ＶＯＣには、事業者のほか、自動車や家庭、農業など様々な発生源があります。

１　重点実施期間
令和８年６月１日から令和８年９月３０日まで

２　ＶＯＣ排出削減に向けた主な取組
○　事業者や一般家庭で実施できるＶＯＣ削減手法の普及啓発
○九都県市あおぞらネットワークホームページ内の「光化学オキシダント・ＰＭ２.５対策について」
（https://www.taiki.go.jp/eq_assistance/voc.html）で具体的な取組を紹介しています。
○　事業者や業界団体に対するＶＯＣ等の原因物質削減の取組促進に向けた協力依頼
○　各都県市のホームページや広報誌を用いた情報発信

参考：光化学スモッグ注意報等に関する情報提供
光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、各都県市のホームページやメール配信サービス等で住民の皆様へ周知を行います。解除されるまでの間、屋外での激しい運動を控えましょう。

（問い合わせ先）
各都県市担当

「夏季ＶＯＣ対策」報道発表資料



ＶＯＣ排出削減リーフレット

（２）自動車排出ガス対策

ア　ディーゼル車対策

自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成 15 年 10 月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である 10 月を強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示、首都圏の運送事業者機関誌への記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等の配布などにより啓発した。



デジタルサイネージ広告

イ　エコドライブの普及

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため、平成 30 年度及び令和３年度に作成した普及啓発動画をデジタルサイネージで放映するなど、普及啓発動画等による啓発活動を実施した。

また、エコドライブのロゴ入りタオル、ノート等の啓発品を作製し、イベント等における配布により普及啓発活動を行った。







令和３年度作成動画



平成 30 年度作成動画

（３）指定低公害車の普及

九都県市低公害車指定指針に基づき、自動車メーカーからの申請により九都県市指定低公害車の指定事務を行い、指定低公害車の普及拡大を図った。

また、指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。

別添８

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

光化学オキシダントについては、新しい環境基準が本年４月に施行されたところではあるが、引き続き達成率は低い状況が継続すると想定され、光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、PM2.5 については、環境基準設定以降の知見を踏まえた再評価が行われる予定である。さらに、光化学オキシダントや PM2.5 は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）については、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダントや PM2.5 の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質である VOC や窒素酸化物（以下「NOx」という。）等の主要な発生源となっているほか、タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵の環境への影響を把握するための測定方法が確立されていない状況となっている。

国では令和７年１２月に「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定し、PM2.5 の環境基準見直しや総合的な光化学オキシダント、PM2.5 対策の検討を進めることとしているが、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントや PM2.5 の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

ついては、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

1　VOC 排出量の更なる削減に向けて、これまでの施策の評価及び今後の具体的な削減対策の提示をするなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。

2　VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

3　自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。

4　新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。

5　タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

令和８年５月２７日

経済産業大臣　　赤　澤　亮　正　様
国土交通大臣　　金　子　恭　之　様
環 境 大 臣　　石　原　宏　高　様

九都県市首脳会議

座　長	相模原市長	本　村　賢太郎
	埼玉県知事	大　野　元　裕
	千葉県知事	熊　谷　俊　人
	東京都知事	小　池　百合子
	神奈川県知事	黒　岩　祐　治
	横浜市長	山　中　竹　春
	川崎市長	福　田　紀　彦
	千葉市長	神　谷　俊　一
	さいたま市長	清　水　勇　人

別添９

令和８年度 環境問題対策委員会水質改善専門部会　事業取組結果

東京湾の水質改善について

１　目　的

東京湾の水質改善のため、九都県市の水質保全部局、下水道部局及び港湾部局の連携により、下水道整備等の富栄養化対策について調査・検討等を行う。

２　主な取組と実施時期

（１）東京湾環境一斉調査

令和８年７月から９月まで

（水質調査の基準日は、令和８年８月５日（水曜日））（予備日は８月 12 日（水曜日））

（２）東京湾底質調査

通年

（３）水環境の保全に係る普及啓発

通年

３　事業内容

（１）東京湾環境一斉調査

国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 118 機関・団体（令和８年７月 10 日時点）が連携し、東京湾環境一斉調査を実施する。

（２）東京湾底質調査

令和７年度に実施した東京湾底質調査結果を取りまとめ、結果の検証を行うとともに、取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する。

（３）水環境に係る啓発普及

各都県市が実施する啓発事業において、パネルや啓発資料に活用するための素材集を拡充する。

４　成　果

（１）東京湾環境一斉調査

ア　調査日

令和８年８月５日（水曜日）（予備日は８月 12 日（水曜日））を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域（河川等）において水質調査を実施した。

イ　参加機関

国、大学、企業等　計 118 機関・団体

ウ　調査項目

海域：水温、塩分、溶存酸素量（ＤＯ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、透明度

陸域（河川等）：水温、流量、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、溶存酸素量（ＤＯ）、透視度

エ　調査結果

例年、調査結果に基づき、東京湾の溶存酸素量（ＤＯ）等の水平分布図を表層、中層、底層ごとに作成している。代表的な河川では、河口からの距離に応じて流量等を示した分布図を作成している。

調査結果は、東京湾再生推進会議ウェブサイトの東京湾環境一斉調査のページにおいて公表している。今年度も同様の取りまとめ及び公表を行う予定である。

（２）東京湾底質調査

令和７年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめをおこなった。取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する予定である。

（３）水環境の保全に係る普及啓発

各都県市の協力を得ながら素材集を拡充した。素材集を都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用した。

別添 10

令和８年度　環境問題対策委員会緑化政策専門部会　事業取組結果

調査・検討

１　目的

各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。

２　実施内容

各都県市の施策・事業紹介

・各都県市で取り組んでいる施策・事業について質疑・意見交換（部会・ＷＧ合同会議）。

国への要望

１　目的

社会情勢の変化や各都県市の実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、国に対する要望を行う。

２　実施内容

令和８年度も引き続き国への要望を実施（令和８年８月 20 日（木曜日））した。内容については、各都県市の意向を確認し、要望事項の絞り込みと要望内容の検討を行った。

普及啓発

１　目的

各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

２　実施内容

（１）ホームページの運営

ホームページに掲載している各都県市の緑化政策関係資料やみどりのイベント情報等の更新を行った。

（２）普及啓発品の作成

広く都県市民の緑地保全の意識醸成を目的として、各都県市の緑化イベント等で配布しやすい普及啓発品としてシードペーパー付きふせんを作成し、各都県市のイベント等で活用した。

別添10別紙

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和８年８月

九 都 県 市 首 脳 会 議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和８年８月 20 日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれるだけでなく、豪雨時の洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保、生物多様性の維持・回復・創出など、多様な機能を有しております。都市の緑は生態系ネットワークの形成や生態系サービスの提供を通じて、ネイチャーポジティブの実現にも不可欠です。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。こうした中、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律が令和６年 11 月８日に施行され、国が示す「緑の基本方針」における緑被率３割以上という全体目標に向けた取り組みが求められています。この目標を実現するためには、国が主体的な役割を果たし、必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財務大臣　片山さつき　様
農林水産大臣　鈴木憲和　様
国土交通大臣　金子恭之　様
環境大臣　石原宏高　様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

（別紙）

1　保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2　保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3　公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

地方公共団体による公園緑地等の用地取得・整備に係る国庫補助率を引き上げるとともに、保全緑地の買入れ・機能維持増進に関する財政支援制度の拡充や維持管理に対する財政支援制度を新たに創設していただきたい。

また、グリーンインフラの活用による気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、官民に対する財政支援制度を拡充していただきたい。

4　地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしていただきたい。

5　相続税における物納制度の拡充

相続税における物納制度を拡充し、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに創設していただきたい。

6　相続税の取得費加算の特例の復活

平成26年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻していただきたい。

7　生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るためや都市公園として活用できるよう、財政措置の支援拡充を実施するとともに、指定時・更新時の事務負担軽減のための運用変更をしていただきたい。

8　緑地の買入れを代行する国指定法人制度の継続

国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得する制度が創設されたことから、安定的な買入対応のため税制の特例等、制度の継続をしていただきたい。

9　広域計画等に係る支援の拡充

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、広域計画及び基本計画を策定する際の緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する支援制度を拡充していただきたい。

10　優良緑地確保計画認定制度のインセンティブ措置の充実

民間事業者等による緑地確保の取組を促進する観点から、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）についてインセンティブ措置の充実を図っていただきたい。

11　緑地の保全・活用に向けた公民連携の推進に係る技術的支援

市街地の緑地保全には市民意識の向上と公民連携の推進が不可欠であることから、具体的な手法や事例を示す手引きの作成と、自治体の取組みに対する補助金制度を創設していただきたい。

（要望内容の趣旨）

1　高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年１月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年３月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げることは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

2　特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらし、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

3　緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に関する地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理、さらに緑地がグリーンインフラや生物多様性の側面から適切な機能を発揮するための管理適正化については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考える。

また、緑化による暑熱緩和対策や雨水貯留浸透対策などグリーンインフラの活用による多面的な効果によって、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-

being）の向上等の課題解決に向けた官民に対する財政支援制度の拡充を要望するものである。

4　土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

5　相続税の物納については制度の活用が難しいため、物納制度の拡充により緑地の保全を推進するとともに、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

6　相続税の納税資金として、相続した土地等の譲渡代金を考える場合、改正後の取得費加算の特例では、取得費に加算できる相続税額が減少することとなり、相続税額の増加になる。譲渡資産の取得費に加算することができる対象は、譲渡の有無にかかわらず、取得したすべての土地等の相続税を対象とする改正前の制度の復活を要望するものである。

7　生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、財政支援策の拡充を講じるとともに、都市公園として活用できるように財政措置の強化、さらに特定生産緑地の自動更新化や通知省略など事務負担軽減策等の検討を要望するものである。

8　近年は、緑の基本方針による国全体での市街地の緑被率３割という目標、カーボンニュートラルを目標とする国・地域の急増や30by30等の保護区域拡大に関する国家方針の決定といった緑地保全への機運が高まっており、地方公共団体が保全を図ってきた緑地の価値や役割が重要視されている。

一方、地方公共団体では地権者の買入れ申し出から実際に買入れるまでに数年要し、早急な買入れ申し出への対応が困難となっている現状を踏まえ、所要の資金・体制を有する国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得することができる制度が創設されたことから、安定的な買入れ対応のため登録免許税・不動産取得税の特例の継続等、制度の継続を要望

するものである。

9　グリーンインフラなど、生物多様性や雨水貯留機能をはじめとする緑地の多面的機能が重視されており、広域的・計画的に緑地を保全・整備していくことが必要である。それに伴い、デジタルデータの集積や、それらを統合的かつ広域的に評価することの難易度や調査コストが高まりつつあり、広域計画等を策定する上での大きなハードルになることが見込まれる。

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、地方公共団体の広域計画等の策定にあたって、緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する技術的・財政的支援の拡充を要望するものである。

10　民間事業者等による良質な緑地の創出や維持管理は、都市における緑地の確保にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、それらの取組が促進されるよう、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、さらなる活用促進に向けた調査研究を進めるとともに、インセンティブ措置の充実を図ることを要望するものである。

11　市街地の緑地は防災や生物多様性の維持に不可欠であるが、市民意識の低さや予算不足により保全が困難な状況であり、意識醸成と公民連携を進め、民間の人材・技術を活用する仕組みが必要である。ついては、公民連携による緑地保全・活用の手法や事例を示す手引きの作成、並びに自治体の取組みに対する補助金制度の創設を要望するものである。

以上について要望するものである。

別添 11

提　案　書

（地震防災対策等の充実強化）

令和８年７月

九都県市首脳会議

令和８年７月

九都県市首脳会議

座 長	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人

提案項目　目次

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

１　帰宅困難者対策を推進するための取組 …… 1

２　被害認定調査の体制整備及び被災者台帳の導入に向けた支援 …… 2

３　高層建築物等への長周期地震対策 …… 3

４　富士山等の大規模噴火による火山灰対策 …… 3

５　大規模水害対策 …… 4

６　首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策の促進 …… 5

７　安定的な燃料供給体制の確立 …… 5

８　緊急地震速報の改善 …… 6

９　訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化 …… 6

10　地震・津波対策の財政支援 …… 6

11　マンションにおける防災力の向上 …… 6

12　ライフライン施設の耐震化 …… 7

13　一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組 …… 7

14　伝達手段の多様化・立体化 …… 8

15　倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置 …… 8

16　避難所環境整備に資する大型資機材等の確保に係る支援 …… 9

17　孤立集落対策に対する財政支援 …… 9

18　被災者支援システムの標準化 …… 9

19　国の防災体制の強化 …… 10

20　効果的な通電火災対策の促進 …… 10

21　災害対応車両登録制度の登録促進及び運用改善 …… 10

22　エレベーターの安全対策の推進 ……11

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

令和６年能登半島地震では、激しい揺れによる建物倒壊や延焼火災をはじめ、津波、土砂崩れ等による甚大な被害が発生したほか、各所で道路や通信等が寸断し、多くの孤立集落が発生した。また、長引く避難生活等により、災害関連死で亡くなる方の割合は直接死を上回る状況となっている。我が国の総人口の約３割が集中する首都圏においても、首都直下地震等の大規模災害の発生が懸念されており、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

記

１　帰宅困難者対策を推進するための取組

帰宅困難者対策を推進するため、以下の事項に取り組むこと。

（１）国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。

（２）事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。

①法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

②受入れた帰宅困難者のための３日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。

③一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。

④一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

（３）帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。周知にあたっては、外国人や障害者等の要配慮者に対する情報格差の防止に十分配慮すること。

（４）帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

２　被害認定調査の体制整備及び被災者台帳の導入に向けた支援

平成 28 年熊本地震や平成 30 年７月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和６年能登半島地震等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。首都直下地震が発生した際の九都県市域内における被害が甚大になることが見込まれる中、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

（１）自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。

（２）罹災証明書は、概ね１か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、自己判定方式等の採用等のより簡易な判定方法を整理すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表やデジタルツインやＡＩなどの最新技術も活用し、調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。

（３）マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった、住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。

（４）住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。

（５）住家被害認定の判定基準について、建て替えの要否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。

（６）能登半島のように地震被害から復旧していない状況で風水害が発生するなど、異なる

災害種別により再度被災した場合の、被害認定の考え方や判定方法等を整理すること。

（７）被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。

（８）内閣府は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行をはじめとした被災者支援手続を迅速に行うためのシステムとして、J-LIS の「クラウド型被災者支援システム」の導入を全国的に推奨しているが、提示されている料金体系では、人口の多い指定都市等での導入やデータ連携が困難であるため、全国の自治体が容易に利用できるよう、料金体系の見直し又は財政支援を行うこと。

３　高層建築物等への長周期地震対策

高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

４　富士山等の大規模噴火による火山灰対策

富士山等の大規模噴火に備えるため、以下の対策に取り組むこと。

（１）首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応した基準を設定し、注意報、警報を早期に導入・運用すること。

（２）降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

（３）降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。

（４）大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。

また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付け

ること。

（５）避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

（６）大規模降灰時の広域的な国による物資供給のオペレーションを提示すること。

（７）大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響調査研究及び周知を行うこと。

５　大規模水害対策

平成 27 年９月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都県市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川及び利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取組むこと。

（１）都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。

（２）大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

（３）災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。

（４）荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダムの貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。

（５）荒川や利根川、多摩川などの大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。

（６）令和７年６月に策定された「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を推進し、各自治体が国土強靭化に対する取組を継続して実施できるよう予算措置を講ずること。

６　首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策の促進

首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

（１）国が発表した首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。

（２）災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。

（３）長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。

（４）施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。

（５）高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都県市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。

（６）石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。

（７）高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

７　安定的な燃料供給体制の確立

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念

されることから、以下の対策に取り組むこと。

（１）国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。

（２）応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点 SS 等に対して継続的に燃料供給を行うこと。

（３）災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

８　緊急地震速報の改善

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため以下の取組を早急に行うこと。

（１）発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。

（２）観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

９　訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化

国が防災機関や情報配信事業者等に提供する防災情報については、外国人への均質的かつ迅速な情報発信の観点から、一元的に多言語化を図ること。

また、訪日外国人旅行者が、滞在する自治体の防災情報等を円滑かつ確実に入手できるよう、各種媒体の周知や、各自治体が発信する情報を国の防災情報発信ツール等で案内するなど、情報発信の強化を図ること。

10　地震・津波対策の財政支援

「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域を抱える首都圏の都県市に対して、地震・津波対策の財政支援等の措置を実施すること。

11　マンションにおける防災力の向上

マンションにおける防災力の向上のため、以下の事項に取り組むこと。

（１）エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備え

や、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

（２）停電時にエレベーターや給水ポンプを長時間稼働できる非常用電源、エレベーターのリスタート運転機能や自動診断・仮復旧運転機能等のマンションの在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度を検討し、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。また、こうした防災対策に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。

（３）エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。

（４）災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

12　ライフライン施設の耐震化

ライフライン施設の耐震化などを推進するため、以下の対策に取り組むこと。

（１）首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。

（２）光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。

（３）緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

13　一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組

国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する、情報共有を円滑に進めるため、以下の取組みを国主導で早急に行うこと。

（１）新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

（２）新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の一層の活用に向けて、同システム上のみで閲覧可能な情報（道路関連情報並びに携帯電話キャリアのサービスエリア情報等）について、各自治体の防災情報システム上でも閲覧ができるよう、環境整備を行うこと。

14　伝達手段の多様化・立体化

災害時における伝達手段の多様化・立体化を図るため、国主導による非地上系ネットワーク（NTN ： Non-Terrestrial Network）の構築を推進すること。

15　倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置

倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向け、以下の対策に取り組むこと。

（１）災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進について

災害対策基本法第 64 条第２項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、首都直下地震等においても、建物被害は相当な数に及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大する恐れがあるため、以下の対策に取り組むこと。

①災害対策基本法第 64 条第２項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

（２）倒壊家屋等公費解体・撤去の推進について

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明または所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっていた。

環境省において、公費解体・撤去の円滑化に向けた検討を進め、建物性がなく市町村が客観的に倒壊家屋等を廃棄物と判断できる場合においては、公費解体・撤去に係る申請がなくとも、廃棄物として解体・撤去を可能とする「公費解体・撤去マニュアル」の改定を令和８年３月に実施したが、これまでの災害対応を念頭に置いた運用整理にとどまっており、大規模災害における対応については引き続き検討を行うこととしている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明または所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、以下の対策について取り組むこと。

①所有者が不明または所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請に拠らず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを引き続き行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続きを明確に示すこと。

16　避難所環境整備に資する大型資機材等の確保に係る支援

政府が災害関連死ゼロの実現を目指している中で、避難生活に直結する避難所運営や避難所環境整備、物資調達については、避難所の QOL 対策として、災害関連死を防ぎ被災者の命をつなぐ根幹部分ともいえるが、各自治体のみで十分な物資・資機材を配備することは財政面、保管スペース等の様々な制約により困難であることから、以下の事項に取り組むこと。

（１）「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」などの避難所環境整備に資する大型資機材等（ベッド、キッチンカー、トイレ・シャワー関連設備、大型エアーテント、発電機、空調設備等）の確保に係る財政支援を継続、拡充するとともに、国主導の下で大型資機材を活用した被災地を支援する方針を策定すること。

（２）国による広域的なストックの常備の拡充や保管スペースの確保といった事前の備えに加えて、発災時の物資のニーズ調整や配送などのオペレーションをより円滑に行うことができるよう、自治体の負担軽減を継続的に図ること。

（３）飲料水や食料などの国によるプッシュ型支援物資について、想定されうる広域的な被災エリア単位への効率的な分配・供給に留意し、首都圏域における備蓄拠点の増設や支援物資の品目拡充に継続的に取り組むこと。

17　孤立集落対策に対する財政支援

災害時に孤立のおそれがある地域における避難所の備蓄の強化や、通信手段・物資輸送手段の確保等の孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援措置を講じること。

18　被災者支援システムの標準化

被災者支援システムについて、システム標準化を早急に構築すること。その際は、先行

導入している自治体に不利益にならないように配慮すること。

19　国の防災体制の強化

発災時の初動対応はどの災害においても共通する部分が多いことから、防災庁が被災地での初動対応の役割を担い、全国各地で頻発している災害対応のノウハウを蓄積し、地方自治体に対し過去の災害対策、復興対策から得た教訓等を最大限生かせるような体制を整備した組織とすること。

地域防災力強化を含めた国の防災体制の機能強化にあたっては、都道府県職員の割愛採用等の仕組みで恒久的な制度として創設するのではなく、国が直接、国家公務員として採用・育成し、専門的な知識をもったプロパー職員の確保を図ること。

20　効果的な通電火災対策の促進

現行のような自治体による器具助成及び普及啓発だけでは感震ブレーカーの設置促進を効果的に進めていくことが難しいことから、既存の補助制度等の促進策にとどまらず、住家に対する設置義務化など、効率・効果的に普及できる制度を検討すること。あわせて、国においても感震ブレーカーの認知度向上を図り、設置の気運を高めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

21　災害対応車両登録制度の登録促進及び運用改善

災害対応車両登録制度（D―ＴＲＡＣＥ）を発災時において効果的に運用するためには、可能な限り多くの車両型トイレが登録されている必要がある。また、発災時には、様々な災害対応が生じる中で被災自治体自らが車両型トイレの所有者と応援調整を行うことは困難であることが見込まれ、首都直下地震では広域的な調整を要することから、以下の対策に取り組むこと。

（１）災害対応車両登録制度について、防災イベント等の機会を捉えて積極的な周知を行い、車両型トイレを所有する自治体や民間団体等による登録を促進し、登録台数の増加を図ること。

（２）発災時における災害対応車両の応援調整については、被災自治体の負担増とならないよう、国において応援調整の仕組みを構築・実施すること。

22　エレベーターの安全対策の推進

首都直下地震等の地震発生時に、エレベーターの閉じ込め被害を防止し、閉じ込め時の迅速な救助活動を行うため、以下の対策に取り組むこと。

（１）既に設置が義務化されている地震時管制運転装置に加え、エレベーターの更新等に合わせたリスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能の設置を促進するとともに、必要な財政措置を拡充すること。また、自動診断・仮復旧運転機能の性能向上や機能拡充等の技術開発を支援すること。

（２）発災時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合に、救出救助等に活用するため、保守事業者団体等からの情報提供を義務化するなど、各自治体が各建物におけるエレベーターの安全性に関する情報を集約できる仕組を構築すること。

（３）閉じ込め防止機能を設置しているなど、安全対策が講じられたエレベーターを可視化し、安全なエレベーターの普及が進むよう、ステッカー等による安全性の表示を義務付ける制度を導入すること。

別添12

提　案　書

（国民保護の推進）

令和８年７月

九都県市首脳会議

令和８年７月

九都県市首脳会議

座 長	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人

提案項目　目次

首都圏における国民保護の推進について

１　国民保護に関する理解を深めるための啓発・研修 1
２　避難行動に係る広報の充実 1
３　避難施設の指定促進に向けた取組 2
４　緊急一時避難施設の整備 2
５　住民の広域避難に関するマニュアルの策定や関係機関の総合調整 2
６　自治体職員の人材育成への支援に向けた取組 3
７　武力攻撃事態や大規模テロ等に備えた物資・資機材等の備蓄 3
８　緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達及び訓練の実施 3

首都圏における国民保護の推進について

ロシアによるウクライナへの侵攻や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、国際情勢が緊迫化するなか、武力攻撃事態やテロの脅威は我が国にとっても例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約３割が集中していることや、世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

１　国民保護に関する理解を深めるための啓発・研修

国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。

特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポンダー（初動対応者）としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

２　避難行動に係る広報の充実

住民の弾道ミサイル落下時における避難行動について理解を深めるために、地域特性や状況に応じた適切な行動に関する広報の充実を図ること。

また、国民保護ポータルサイト上で位置情報を用いて避難施設へのルートを瞬時に表

示するよう改修を行うなど利便性の向上を図ること。

３　避難施設の指定促進に向けた取組

国民保護法第 148 条により、都道府県知事及び大都市特例により指定都市の長が、国民保護法施行令第 35 条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施設管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関や全国展開している民間事業者などに働きかけを行うこと。

また、都道府県及び指定都市において指定している民間事業者所有の堅ろうな施設や地下施設の一覧を各都道府県及び指定都市に共有すること。

４　緊急一時避難施設の整備

ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するため、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を住民の一時的な避難先として活用できるよう、緊急一時避難施設への改修費用に対し、その財源を措置すること。

また、より過酷な攻撃を想定した地下シェルターを含む避難施設のあり方について、国において調査・検討を進めるとともに、整備方針を示すこと。

５　住民の広域避難に関するマニュアルの策定や関係機関の総合調整

迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。

（１）住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。

（２）大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針の記載を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。

６　自治体職員の人材育成への支援に向けた取組

国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。

（１）武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。

また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。

（２）専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体が実施している研修会の費用負担や講師派遣等の支援を行うこと。

７　武力攻撃事態や大規模テロ等に備えた物資・資機材等の備蓄

武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

（１）NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。

（２）国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

８　緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達及び訓練の実施

あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。

（１）緊急事態において、迅速かつ適切な情報伝達により国民が避難時間を確保できるよう、情報伝達技術の更なる改善を図ること。

（２）緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。

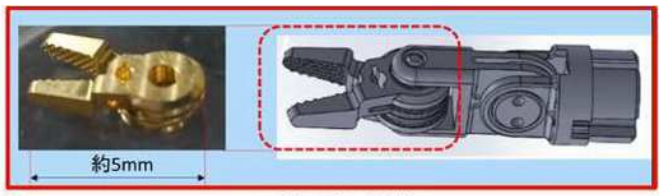
（３）全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報を行うこと。

株式会社大晋精密	
溶け込み深さモニタリング装置「NWA-1」 株式会社NISHIHARA	レーザ溶接時の溶接音をマイクで記録し、溶け込み深さと相関 て、溶け込み深さを推定できる機器です。 通常、溶け込み深さの測定は、溶接したものを切断する必要が とはできませんが、本製品では、非破壊、非接触での確認が可 クが可能です。 また、従来の光により溶け込み深さを推定する技術を導入する 用の溶接加工機械が必要になるところ、本機器は企業に既に に後付けできます。
外科手術AIシステム「EUREKA」 アナウト株式会社	手術支援ロボットや内視鏡の画像をリアルタイムに解析する外 神経、血管、膵臓などの臓器や、臓器と臓器の間にある疎性組 し、元の画像に重ねてピクセル単位で強調表示して医師の視覚 製品の特徴は、①進行中の手術の妨げとならない繊細で透過 の医療機器メーカーを問わない広い汎用性③特別な装置や薬 になります。
触媒質が要らない超音波プローブ「乾探」 ジャパンプローブ株式会社	超音波を使った非破壊検査に於いて、これまで必要だった接触 い検査・計測を可能としました。 接触媒質の塗布、拭き取り・乾燥が不要なので; ①水を嫌うEV車用電池の検査にも使用でき ②タンク・橋梁検査ではドローン搭載も容易で、足場の設置・撤 ③インライン用途では検査ロボットへの搭載も容易で、人・物含 新たに、濡らさず・汚さず超音波で「かんたん」な非破壊検査を
波制御による次世代ラインアレイスピーカー 株式会社ドリーム	DSP搭載アンプと平面波スピーカーを一体化した音響システム 音が届きにくかったエリアにも、明瞭で聞き取りやすい音声を届 ジュールの音量や指向性は個別に制御でき、タブレットPCから す。縦設置では上下方向、横設置では水平方向の音の広がり できます。また、モジュールを連結することで距離に応じた音圧 まで高精度に音を伝送し、用途に応じた細かなビームステアリ
精密同軸コネクタ「KPCシリーズ」 株式会社川島製作所	弊社のコア技術であるコネクタの部品加工に加え、自社グルー 自社保有の高周波測定設備による組立後の電気特性の測定 託せず社内一貫生産体制を構築し、量子コンピュータ分野等で 極低温環境下においても信号が途切れない安定した性能を維 ます。なお、本製品については、経済産業省HP内の資料にお する上での重要な部品の一つとして位置づけられています。
WONDER GRIP® 株式会社ウィード	「WONDER GRIP®」は、耐切創規格を始め、最新の欧州安全規 自の加工技術による優れた「操作性」を高次元で両立した作業 相反しがちな「安全性能」と「操作性」を両立した本製品は世界 の現場で使用されています。 独自の特殊すべり止め技術による水や油に濡れた環境下でも 基づく独自の成形設計による高いフィット感及び防水性や耐油 するコーティング加工技術により様々な現場に最適な製品を提
備と職人技を融合させた 高精度な抜型加工技術 コンゴーテクノロジー株式会社	顧客の漠然とした構想や要望を具体的な形に落とし込み、50年 た高度かつ複雑な紙什器についても、自社独自の設計力によ ます。設計したCADデータと自社開発した基幹システムを連携 率的に運用することで、業界では突出した生産性を誇ります。 自動化が難しいアセンブリ作業（板に刃を組み付ける作業）や は、独自の技能検定制度を運用し、社員の技術の研鑽にも努
次世代軽量フレキシブル太陽電池技術 株式会社PXP	従来のシリコン製太陽光パネルの「重い・硬い・割れやすい」と ニュートラルの実現に向けた設置場所のパラダイムシフトを起 れています。 1. コア技術：「タンデム型（二重構造）」による高効率化 2.圧倒的な「軽さ」と「柔軟性（フレキシブル）」・過酷な環境に耐 境性能（低カーボンフットプリント） 3.「発電・蓄電・給電」の一体化技術

株式会社入曽精密

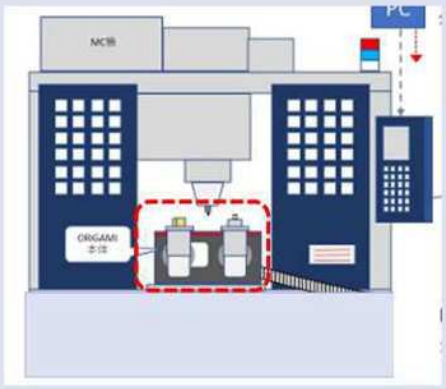
医療補助ロボット向けディスポーザブル マイクロ鉗子ユニットの開発



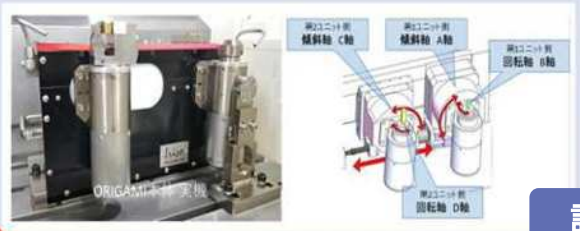


鉗子部 先端

新製造方法“ORIGAMI”
人手による段取替えを自動化：工程集約
（段取り替えロボット“ORIGAMI”を活用）



“ORIGAMI機構図”



詳細はこちら

特 徴

■ 特徴1　医療補助ロボットのアーム先端の鉗子部品を安価に製造し、
　　ディスポーザブル化を実現しました。
■ 特徴2　優れた機能･精度を持つ鉗子を容易に製作できるようになりました。

活用場面･実績等

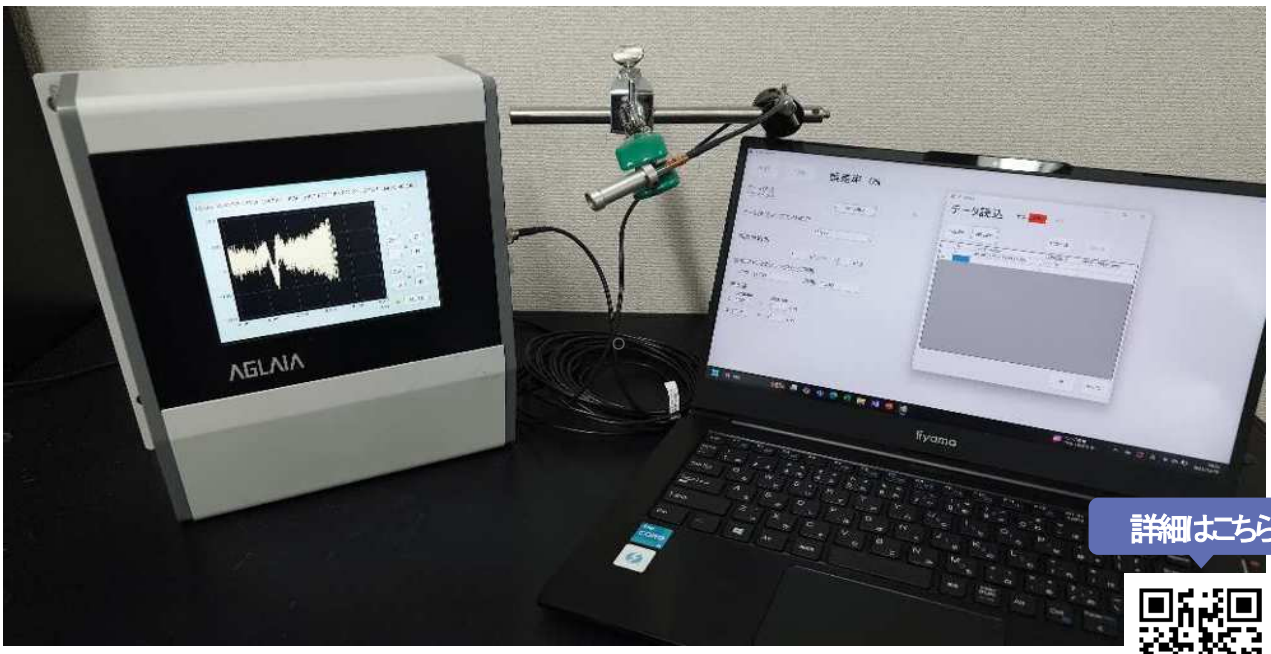
■ 実績　内視鏡ホルダロボットEMAROに搭載

令和元年度埼玉県先端製品開発費補助金

千 葉 県

株式会社NISHIHARA

溶け込み深さモニタリング装置「NWA-1」



詳細はこちら

特　徴

- レーザ溶接の溶接音から、溶け込み深さと相関のある周波数帯を抜き出し、溶け込み深さを推定します。（約1ミリメートルの推定精度 約±10%以内）
- 溶け込み深さを、非破壊、非接触で推定でき、リアルタイムで全製品をチェックできます。
- OCT技術のような専用の溶接加工機械を必要としないため、既存の設備に後付けで導入することが可能です。

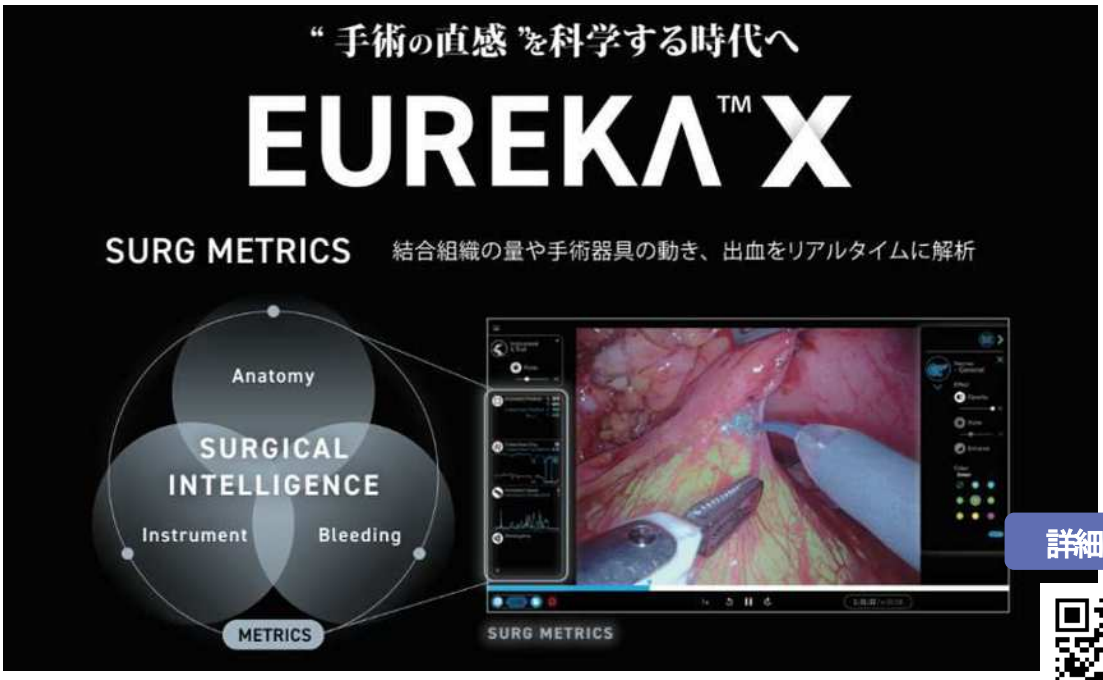
活用場面・実績等

- 自動車や電子部品など、さまざまなレーザー溶接を行う製造現場で、品質管理の用途として使用されます。

令和7年度 千葉ものづくり認定製品

アナウト株式会社

外科手術AIシステム「EUREKA」



詳細はこちら

特 徴

手術支援ロボットや内視鏡の画像をリアルタイムに解析する外科手術AIシステムです。AIが神経、血管、膵臓などの臓器や、臓器と臓器の間にある疎性結合組織の位置や領域を推定し、元の画像に重ねてピクセル単位で強調表示することで医師の視覚を補助します。

- 進行中の手術の妨げとならない繊細で透過的な表示技術
- 解析する画像の医療機器メーカーを問わない広い汎用性
- 特別な装置や薬剤投与が不要の簡便性

活用場面・実績等

- EUREKAシリーズは、国内累計販売台数40台。
- 国内の医療機器承認を取得した「EUREKA™ α」は第二世代へと進化し、英国においても医療機器認証を取得。英国向けに製品提供を開始した。
 ※2026年7月時点

令和7年度 東京都ベンチャー技術大賞　大賞受賞

神 奈 川 県

ジャパンプローブ株式会社

接触媒質が要らない超音波プローブ「乾探」



濡らさず・汚さず
超音波で
「かんたん」非破壊検査！

EV車の電池検査



タンク・橋梁の検査



生産ラインでの検査



詳細はこちら

※接触媒質とは、プローブと検査対象（身体や工業製品）の間に塗布する水やジェルなどのことです。
空気による超音波の減衰を防ぎ、超音波を効率よく伝達させるために使用されます。

特　徴

- 品質劣化の懸念なし
 水などを嫌う電池検査に使用でき、品質劣化リスクを低減し、環境にも優しい
- 安心＆安全
 ドローン搭載が容易で、足場の設置・撤去が不要となり、労働災害リスクが低減
- 生産効率の向上
 検査ロボットへの搭載も容易となり、人・物含めた生産効率が向上

新技術

- 超音波の伝搬効率が高い「整合層」を新規開発
- 柔軟性を高めた「独自2層構造」を新規採用

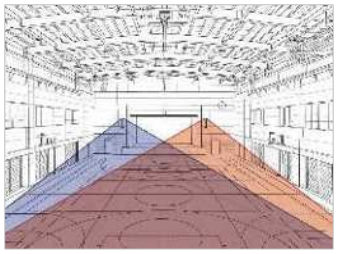
令和7年度 神奈川工業技術開発大賞受賞

株式会社ドリーム

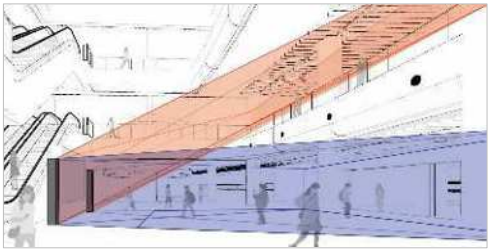
平面波制御による次世代ラインアレイスピーカー



▲ソフトウェアで簡単に指向性を制御可能。

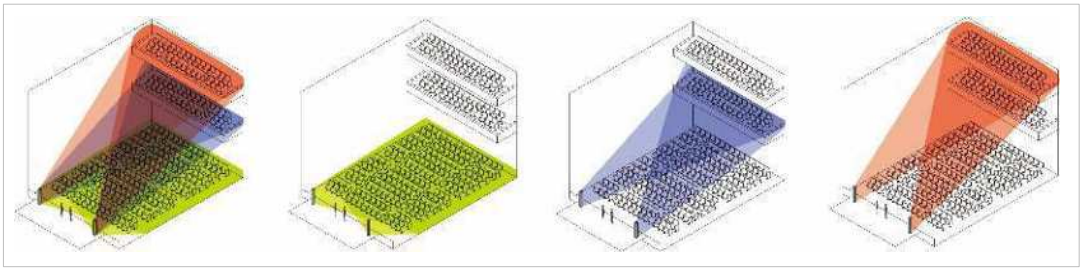


▲体育館での使用イメージ。



▲ショッピングセンターのステージイベントでの使用イメージ。

▼ 市民ホール等での使用イメージ。1～3階席までそれぞれ異なるコンテンツを届けることも可能。



詳細はこちら

特　徴

- 異なるコンテンツ（例:音声とBGM）をエリアごとに分離再生可能
- 指向制御技術（縦設置では上下方向、横設置では水平方向）
- 到達エリアや指向角度を専用ソフトウェアで簡単に調整可能
- プリセットを設定し、シーン（講演・演奏・式典）ごとに切替え可能

活用場面・実績等

- **教育施設**（小中学校の体育館・講堂等）
- **商業施設**（ショッピングモール等）
- **公共施設**（市民会館、公民館等、集会場等）

令和7年度 横浜市中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付事業

株式会社川島製作所

精密同軸コネクタ「KPCシリーズ」







詳細はこちら

特　徴

- 超高周波電波「ミリ波（～145GHz）」に対応
- 絶対零度付近の特殊な環境下でも動作可能
- 部品の加工からめっき、組立、測定保証までを自社内で一貫生産
- 幅広い用途に応じたカスタマイズ対応により研究開発等に貢献

活用場面・実績等

- 高周波機器への組み込み
- 高周波測定環境での補助
- 量子コンピュータの内部配線
- 研究開発の場面における測定器との接続治具

株式会社ウィード

作業用・安全手袋 WONDER GRIP®



詳細はこちら

特　徴

- 安全性と素手のような使い心地を追求した作業用・安全手袋
- 欧州安全規格EN388など世界基準の安全規格に対応した製品ラインナップ
- 人間工学に基づく独自の形状設計で、手の形に自然に沿うフィット感を実現
- 独自のコーティング技術による高いグリップ力で、細かな作業もスムーズ
- さまざまな作業環境に対応する、豊富な製品ラインナップ

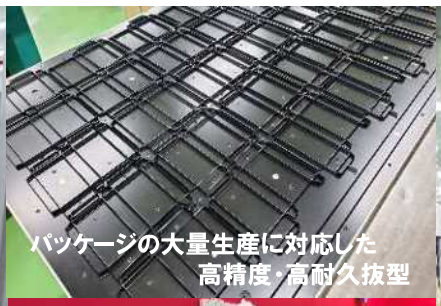
活用場面・実績等

- 製造・物流・建設・農業など、高い安全性と作業性が求められる現場で広く活用
- 世界30か国以上の国と地域で販売展開するグローバルブランド
- ホームセンターやECサイトで、プロユーザーから一般ユーザーまで幅広く販売

コンゴーテクノロジー株式会社

最先端設備と職人技を融合させた高精度な抜型加工技術


最先端自動化設備による刃物の加工


パッケージの大量生産に対応した
高精度・高耐久抜型




熟練した職人技で仕上げる抜型

詳細はこちら

特　徴

- 国内トップクラスの抜型技術力
- 設計・試作・量産までの一貫提案力
- 最新設備と熟練技能の融合
- 独自の自動化技術による高精度・高耐久抜型
- BOBST認証取得の世界水準の品質

活用場面・実績等

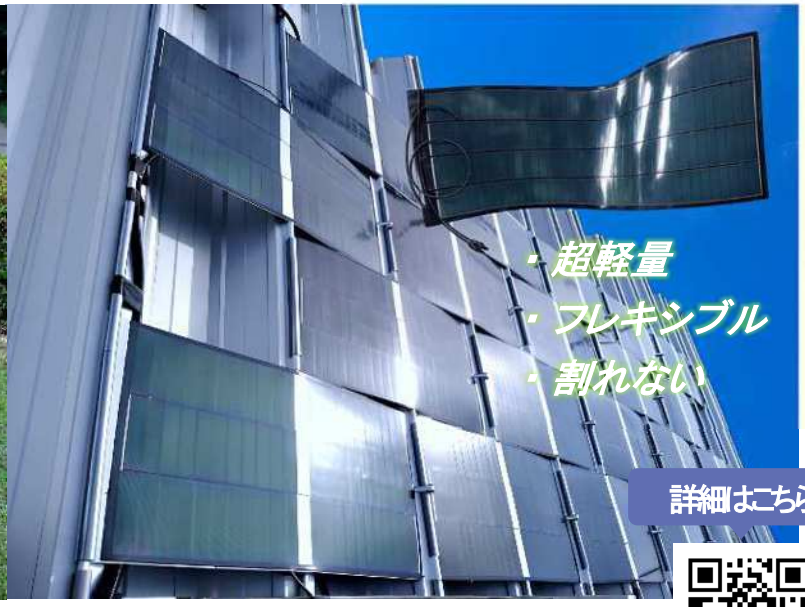
- 高級化粧箱やギフトパッケージなど、高品質パッケージ向け抜型を提供
- 自動車部品から電子部品まで、高い寸法精度が求められる工業製品向け抜型に対応
- ハンバーガーやフライドポテトなど、ファストフード向けパッケージの大量生産用抜型を提供
- 化粧品販売や映画の宣伝など、多様な販売促進用紙製什器の試作品を製作

相 模 原 市

株式会社PXP

次世代軽量フレキシブル太陽電池技術





詳細はこちら

特 徴

従来のシリコン製太陽光パネルの「重い・硬い・割れやすい」という弱点を克服し、カーボンニュートラルの実現に向けた設置場所のパラダイムシフトを起こす革新的な技術として注目されています。

- ■ **〈軽い〉** 従来型のソーラーパネルの10分の1以下の軽さ
- ■ **〈フレキシブル〉** 僅か0．8mm厚のため柔軟に曲がり曲面にフィット
- ■ **〈割れない〉** 衝撃や振動に強く、強化ガラスが不要で20年の長寿命

活用場面・実績等

- ■ 軽さを活かし、倉庫や工場などの耐荷重性の低い屋根や壁面、ビニールハウス等へ設置
- ■ フレキシブルさを活かし、車の屋根や電柱のような曲面へ貼り付け
- ■ 薄さを活かし、防災倉庫の隙間等に保管、災害時に緊急展開、非常用電源として使用

第23回 多摩ブルー・グリーン賞 最優秀賞・特別賞 W受賞